

大ホール使用料

(単位 円)

区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	延長又は繰り上げ1時間当たり
平日	入場料等を徴収しない場合	11,880	17,280	23,760	29,160	41,040	52,920	5,930
	入場料等を徴収する場合 1,000円未満の場合	23,760	35,640	47,520	59,400	83,160	106,920	11,880
	入場料等を徴収する場合 1,000円以上の場合又は 営利、営業、宣伝等を 目的とする場合	35,640	52,920	71,280	88,560	124,200	159,840	17,810
土・日・祝日	入場料等を徴収しない場合	16,200	23,760	31,320	39,960	55,080	71,280	8,090
	入場料等を徴収する場合 1,000円未満の場合	32,400	47,520	63,720	79,920	111,240	143,640	16,200
	入場料等を徴収する場合 1,000円以上の場合又は 営利、営業、宣伝等を 目的とする場合	47,520	72,360	96,120	119,880	168,480	216,000	23,760

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 入場料等を徴収する場合の使用料の区分は、1人当たりの入場料等の最高額による。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金、賛助料等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。
- 4 テレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画及び公開録音等は、営利、営業、宣伝等を目的とする場合を適用する。
- 5 時間区分を延長又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 6 練習、準備等のため、大ホールの舞台だけを使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない場合の大ホール使用料に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

大ホール諸室使用料

(単位 円)

大ホール諸室 使用料	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	延長又は繰り 上げ1時間当 たり
練習室(1)	420	530	630	950	1,180	1,610	200
練習室(2)	420	530	630	950	1,180	1,610	200
練習室(3)	850	1,180	1,500	2,030	2,690	3,540	420
リハーサル室	1,080	1,610	2,160	2,690	3,770	4,850	530
楽屋(1)	530	630	750	1,180	1,380	1,930	250
楽屋(2)	420	530	630	950	1,180	1,610	200
楽屋(3)	420	530	630	950	1,180	1,610	200
楽屋(4)	750	850	950	1,610	1,830	2,580	370
浴室(1室当たり)	850	1,180	1,500	2,030	2,690	2,690	420
楽屋事務室	420	530	630	950	1,180	1,610	200

備考

- 1 時間区分を延長又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 2 物品の展示、販売等営利を目的として、大ホール諸室を使用する場合の使用料は、当該使用時間に係る使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。

冷暖房使用料

(単位 円)

区分	冷房(1時間当たり)	暖房(1時間当たり)
大ホール	7,560	5,400
練習室(1)	200	200
練習室(2)	150	150
練習室(3)	300	300
リハーサル室	250	250

備考

使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

小ホール使用料

(単位 円)

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	延長又は繰り上げ1時間当たり	
入場料等を徴収しない場合	6,480	9,720	12,960	16,200	22,680	29,160	3,240	
入場料等を徴収する場合	1,000円未満の場合	12,960	19,440	25,920	32,400	45,360	58,320	6,480
	1,000円以上の場合又は営利、営業、宣伝等を目的とする場合	19,440	29,160	38,880	48,600	68,040	87,480	9,720

備考

- 1 入場料等を徴収する場合の使用料の区分は、1人当たりの入場料等の最高額による。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金、賛助料等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。
- 3 テレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画及び公開録音等は、営利、営業、宣伝等を目的とする場合を適用する。
- 4 時間区分を延長又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 5 練習、準備等のため、小ホールの舞台だけを使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない場合の小ホール使用料に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

小ホール諸室使用料

(単位 円)

区分	使用料 (1時間当たり)
和室研修室	490
研修室(1)	320
研修室(2)	320
会議室(1)	320
会議室(2)	320
調理実習室	510
美術工芸室	320

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 調理実習室の使用料には、ガス代を含むものとする。
- 3 使用者が特別な設備を施して、電気、ガス若しくは水道を使用する場合又は特に電気、ガス若しくは水道を多量に使用すると認めた場合は、この表の使用料のほか実費相当額を徴収する。
- 4 物品の展示、販売等営利を目的として、小ホール諸室を使用する場合の使用料は、当該使用時間に係る使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。

冷暖房使用料

(単位 円)

区分	冷房(1時間当たり)	暖房(1時間当たり)
小ホール	2,160	1,610
和室研修室	200	200
研修室(1)	250	250
研修室(2)	150	150
会議室(1)	150	150
会議室(2)	200	200
調理実習室	250	250
美術工芸室	150	150

備考

使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

附属設備使用料

(単位 円)

区分	名称	単位	使用料
舞台設備	オーケストラピット	1式	4,320
	大迫り	1基	2,160
	小迫り	1基	2,160
	所作台(大ホール用)	1式	4,320
	所作台(小ホール用)	1式	1,610
	花道用所作台(鳥屋囲を含む。)	1式	1,080
	平台	1台	100
	開き足	1脚	50
	箱足	1個	50
	松羽目	1式	1,080
	竹羽目	1式	2,160
	緋毛せん	1枚	300
	長布団	1枚	200
	大太鼓	1式	530
	雪かご	1個	150
	振り落とし装置	1式	530
	浅黄幕(大ホール用)	1枚	1,080
	浅黄幕(小ホール用)	1枚	530
	紗幕(大ホール用)	1枚	1,080
	紗幕(小ホール用)	1枚	530
	地絰	1枚	1,080
	金屏風	1双	1,080
	銀屏風	1双	1,080
	上敷	1枚	200
	指揮者台	1台	200
	指揮者用譜面台	1台	200
	奏者用譜面台	1台	100
	コントラバス椅子	1脚	100
	演台	1台	530
	花台	1台	100
	司会卓	1台	200
	音響反射板(大ホール用)	1式	6,480
	音響反射板(小ホール用)	1式	1,640
吊物バトン	1掛	200	
客席バトン	1式	530	
バレエ用マット	1式	1,080	
舞台照明	クセノンピンスポットライト(大ホール用)	1台	2,160
	クセノンピンスポットライト(小ホール用)	1台	1,080
	ハロゲンピンスポットライト	1式	1,080
	シーリングスポットライト(大ホール用)	1台	420
	シーリングスポットライト(小ホール用)	1台	300

	ボーダーライト(大ホール用)	1回路	630
	ボーダーライト(小ホール用)	1回路	300
	サスペンションライト	1台	300
	アッパーホリゾンライト(大ホール用)	1回路	1,610
	アッパーホリゾンライト(小ホール用)	1回路	470
	フットライト(大ホール用)	1回路	250
	フットライト(小ホール用)	1回路	150
	花道用フットライト	1回路	150
	ローアホリゾンライト(大ホール用)	1回路	850
	ローアホリゾンライト(小ホール用)	1回路	300
	トーマンタルスポットライト	1台	300
	フロントサイドスポットライト	1台	300
	移動用スポットライト(1KW)	1台	300
	移動用スポットライト(500W)	1台	200
	ストリップライト(100W×8灯)	1台	300
	ストリップライト(100W×4灯)	1台	200
	プロジェクタースポットライト	1台	530
	効果用マシン	1台	630
	ITO	1台	300
	オーロラマシン	1台	630
	ミラーボール	1台	630
	ストロボスコープ	1台	1,080
	ズームエリプス	1台	850
	星球	1式	2,160
	先玉	1個	200
	照明用スタンド	1本	100
	中継用電源	コンセント1 口	4,320
	舞台用持込電気器具	1台	420
舞台音響	拡声装置(大ホール用。マイク2本付)	1式	3,240
	拡声装置(小ホール用。マイク2本付)	1式	2,160
	エレベーターマイク装置(大ホール用。マイク付)	1式	1,080
	エレベーターマイク装置(小ホール用。マイク付)	1式	850
	3点吊マイク装置(マイク付)	1式	1,080
	コンデンサーマイクロホン	1本	850
	ダイナミックマイクロホン	1本	530
	集音マイクロホン	1本	850
	ワイヤレスマイクロホン	1ch	1,080
	マイクロホンスタンド	1本	100
	テープレコーダー(コンソール型)	1台	1,080
	テープレコーダー(ポータブル型)	1台	530
	テープレコーダー(カセット型)	1台	530
	CDプレーヤー	1台	530
	MDプレーヤー	1台	530

	DVDプレーヤー	1台	530
	レコードプレーヤー(コンソール型)	1台	850
	レコードプレーヤー(移動型)	1台	530
	残響付加装置	1台	1,080
	補助調整卓	1台	1,080
	ステージスピーカー	1台	1,610
	はね返りスピーカー	1台	530
	マルチケーブル	1式	530
映写機関係	映写機(35mm、16mm固定式)	1台	5,400
	映写機(16mm移動式)	1台	1,610
	スライド映写機	1台	1,610
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	530
	舞台用スクリーン(大ホール用)	1式	2,160
	舞台用スクリーン(小ホール用)	1式	530
	移動用スクリーン	1張	200
	ビデオプロジェクター	1台	2,050
その他	スタインウェイピアノ(調律料別)	1台	5,400
	ヤマハピアノ(調律料別)	1台	2,160
	アップライトピアノ(調律料別)	1台	300
	長机(諸室以外使用分)	1脚	100
	紅白幕	1枚	200
	持込電気器具(舞台用以外)	コンセント1口	200
	展示パネル	1台	100
	ワゴンアンプ(研修室用)	1式	1,080

備考

- 1 附属設備の使用料は、同一日の使用を1回の使用とみなして算定する。
- 2 ピアノ調律料は、実費を徴収する。